

Title	消費者信用と女性：アメリカにおける消費者信用機械均等法 (Equal Credit Opportunity) をめぐって
Sub Title	
Author	小石, 侑子(Koishi, Yuko)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集：慶應法学会法律学関係 (1983. 10) ,p.279- 299
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000004-0279">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000004-0279</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 消費者信用と女性

——アメリカにおける消費者信用機会均等法

(Equal Credit Opportunity Act) をめぐって——

小石 侑子

はじめに

- 一 制定前の状況
  - 二 制定への動き
  - 三 ECOA一九七四年法
  - 四 一九七六年の改正
  - 五 現在における問題
- むすび

### はじめに

現代の私たちの生活は、住宅ローン、クレジットカード、消費者金融など消費者信用と密接な関係をもっている。消費者信用は、目に見えない個人の「信用」(クレジット)を担保とする金融である。したがって、消費者が信用供与に値するという金融機関の判断があつてこそ、融資ないしはクレジット・カードの発行が認められる。「信用」は、個人をめぐる諸要素によって異なってくるが、女性の場合には、信用供与の傾向はどのようなものであるう

か。不動産の所有あるいは購買力という、いわば、女性の経済的自立につながる問題だけに、興味をもたれる。

残念ながら、その実態はあきらかにされていない。否、隠されているといったほうが適切かもしれない。

男女平等という見地からすれば女性にも男性と同じように与信されることが望ましいが、はたして、そうであるうか。

ところで、消費者信用について先導的な立場にあるアメリカでは、一九七四年に、消費者信用機会均等法(Equal Credit Opportunity Act——以後「本稿ではEOCAと記す<sup>(1)</sup>」)が制定されている。Equal Creditと掲げるこの法律は、どのような状況のもとで制定され、また、女性にとってはどのような意味をもつのであろうか。日本では、このような法制が存在しないだけに、検討の意義があると考ええる。

なお、クレジットの問題は、種類およびその法的構造、経済政策、実務上の処理、消費者保護など、多角的な検討を要するが、本稿では、主として立法の制定過程を述べるにとどまることを、あらかじめおことわりしておく。

(一) EOCAについては、竹内昭夫「消費者信用—総論—」(比較法研究三六号一九七四年、二頁)にその存在が指摘されている。

## 一 制定前の状況

金融機関は、様々な情報に基づき、申込者の返済意思、返済能力、担保の有無等を判定したうえで信用供与を行なう。

しかし、女性には、このような一般的な信用評価前の問題が存在していた。すなわち、個々の具体的事情を審査するまでもなく、「女性」という事実だけで、信用供与の申込の拒絶ないしは制限を受けることが多かった。

その実態を明らかにするために、住宅ローンとクレジット・カードの場合に限定して、<sup>(1)</sup>人権擁護委員会や婦人団

体にもち込まれた典型的な例を以下に述べよう。

A 住宅ローンをめぐって

①既婚婦人に対して 価格の上昇が顕著な現代においては、不動産を購入するにつき、夫の所得のみでは十分なローンを借り入れることができなくなっている。このような場合に、妻に所得があれば、当然にその所得も合算してローンを申し込むことになる。しかし、女性が出産年齢にある場合には、ローンの借り入れに大きな困難を伴った。すなわち、女性は、妊娠、出産という諸事情のもとで離職を余儀なくされるから、それだけ危険が高いとして、妻の所得は加算されず、結局、融資が認められないというケースが多かったのである。<sup>(2)</sup>

たとえば、ニューヨーク州の Carol 夫妻 (夫・三三歳、妻三二歳、一一歳の子どもをもつ) のケースでは、銀行は、つぎのような信じがたい説明をしている。夫人が三八歳を超えているか、あるいは子宮切除の手術を受けたという証明があれば、その所得も加算されると。<sup>(3)</sup>

また、融資が認められる場合であっても、「将来、子どもをもつても、債務の弁済になんらの支障を及ぼさない」というような内容の念書をとられることも少なくなかつた。<sup>(4)</sup>

しかし、出産年齢にある女性において、債務不履行の危険性が高いという確実な証拠は、なんら示されていない。むしろ、逆に、賃金の格差など就業上の様々な不利な状況にもかかわらず、いわゆる「こげつき」は、男性の場合より少ないことを立証するデータがある。<sup>(5)</sup>

結局、金融機関におけるこのような姿勢は、女性と労働という雇用上の問題だけではなく、女性の生き方そのものに対する観念論に基因していたように思われる。すなわち、女性は、家計の一部を分担するパートナーとしてで

はなく、あくまでも夫に依存する立場にあるとして把握されていたのである。

このような見方に対しては、「……女性の職分は家庭にある……」と評した、一〇〇年程も前のあの悪名高き Brodwell ケースと基本的には同一である、として批判が向けられた。<sup>(6)</sup><sup>(7)</sup>

②離婚をした女性に対して 問題は、アリモニー（離婚扶助料）や子どもの養育費である。離婚した女性が住宅ローンを申し込む場合には、二つのタイプがあるとされる。アリモニー等を所得として認めてもらおうとするタイプと、自己の所得のみによる審査を求めるタイプである。<sup>(8)</sup> 一般に、アリモニーは、不安定な所得として考えられており、金融機関によるその評価は非常に低い。しかも、前夫の経済事情などが仔細に問いただされる。<sup>(9)</sup> これは後者のタイプの場合についても同様であり、プライバシーの侵害にもつながり、過去との絆を断ち切らんとする女性にとっては、耐え難いことであった。

概して、離婚した女性や未婚の女性に対する金融機関の信用度は極めて低い。専門的な職業に従事し、高収入を得ている女性の場合であっても、ローンの借り入れに際しては、男友達や父親の署名を求められることも多かった。<sup>(10)</sup>

## B クレジット・カードをめぐって

①既婚婦人に対して 結婚前に自己名義のカードを使用していた女性も、結婚と同時にそれまでの勘定は清算され、本人の希望に関係なく夫の名によるクレジット・カードを使用せざるを得なかった。仕事や返済能力においては、結婚前となら変るところがない場合であってもである。これは、いわば、女性の経済生活が夫の信用のもとに掌握されることを意味している。やはり、女性は男性庇護のもとにあるという古典的な觀念に由来しているといえよう。

夫名義によるクレジット・カード使用の強制は、夫婦財産制とも関係している。とりわけ共有財産制の州では、その法解釈が妻にはマイナスに作用した。

共有財産制は州によってその内容を異にするが、共有財産に関する管理処分権は、一九七〇年まですべての州で夫にのみ認められていた。<sup>(12)</sup>この場合に、妻の契約による債務については、共有財産をもってその引き当てとすることはできない。したがって、妻がよほどの特有財産を有していないかぎり、金融機関は、妻名義のクレジット・カードを発行しない。

別産制を採用する州においても、扶養の責任を夫にのみ一方的に課す扶養法が在る場合には、同様な結果をもたらしていた。

よくアメリカの家計管理についていわれるように、「財布」は全く夫の手にあったのである。

②離婚した女性に対して 独身にもどり、自立した経済生活を営む女性も、カード発行に際しては、難題に直面した。

さきにも述べたように、金融機関は離婚そのものを、信頼性の低下としてとらえていた。さらに、クレジット利用の実績を示すクレジット・ヒストリーの婚姻中における空白も、カード発行を困難とする直接的な原因となっていた。<sup>(12)</sup>

カードが発行されるとしても、長期の審査期間を要し、あるいは限度額を低くおさえられるなど、カード社会ともいふべきアメリカでは日常生活に大きな支障をきたすことは必至であった。

③未婚の女性に対して 未婚の女性に関しても問題がなかったわけではない。同一の仕事に従事し、同額の所得がある場合でも、男性と女性に対する銀行の態度は、歴然と異なっていた。より以上の所得と、より以上の雇用

年数を要したのである。

- (1) 本稿では一般的な住宅ローンということを使っただけ、より正確にはモーゲジ貸付というべきである。その法的構造は、申込者が、いわゆる抵当証書 mortgage を金融機関に交付する型である。
- (2) 後に述べる公職会のひとつである「女性と経済問題」部会(一九七二年)では、女性の就業率について、ごまのような数字を明らかにしよう。(既婚女性)二〇～三二歳四一・三三～三九歳四八・六〇～六九歳五七・七〇～七九歳六六・七〇～七九歳七二・八〇～八九歳七三・九〇～九四歳七三・九四歳以上。John Cairn, "Credit Equality Comes to Women" San Diego L. Rev. Vol. 13, 1976, p. 965.
- (3) Karen De Crow "Sexist Justice" Vintage Books, 1974, p. 126.
- (4) Ibid., p. 129.
- (5) Littlefield "Sex-Based Discrimination and Credit Granting Practice" Conn. L. Rev. 1973, p. 575.
- (6) Brodwell v. Illinois State, 83 U.S. (16 Wall) 130, 141, 1871 なお、拙稿「アメリカ近代における妻の財産上の地位」(家族史研究)・大月書店)一四七頁を参照。
- (7) Kathryn Taylor "Equal Credit For All—An Analysis of The 1976 Amendments to The Equal Credit Opportunity Act" St. Louise U.L.J. 1978, p. 343.
- (8) Susan Blakely "Credit Opportunity for Women: The ECOA and Its Effects" Wisconsin L. Rev. 1981, p. 656.
- (9) Ibid., p. 657.
- (10) Karen De Crow, op. cit., supra., p. 129.
- (11) Robert Mennel, "Community Property" west, 1982, p. 246. 一九七五年のカリフォルニア州の改正にみられるように、現在では八州のうち六州は、妻にも管理・処分権を認めている。
- (12) Elizabeth Brick, "A Woman's Guide To Credit", A Crosset & Dunlop Company, 1982, p. 37.

## 二 制定への動き

ECOAの制定前においても、州法レベルでは、消費者信用に関する直接的、あるいは間接的な法規制が存在していた。二六の州が女性に対する一般的な差別禁止規定をもち、そのうちの三四の州と District of Columbia と

は、具体的にクレジットに関する女性差別を禁止している。

しかし、このような差別禁止規定が、はたして十分に機能していたかは、疑わしい。たとえば、一九七三年に法を制定したニューヨーク州では、制裁規定の不徹底も一因となっているが、社会通念であるとして、女性に対する特別の取り扱いが、依然、慣行されていた。<sup>(1)</sup>

また、一般の金融機関だけではなく連邦金融機関における差別的取り扱いも顕在化し、連邦レベルにおける立法の要請も高まっていた。<sup>(2)</sup>

もっとも、差別の実態を認めざるを得なかった金融機関サイドにおいても、是正への姿勢をみせている。

たとえば、住宅ローンの保証機関である Federal Housing Administration は、一九六五年に、基本方針を定める要綱中に「……妻の所得を二〇〇パーセント考慮にいれる」という条項を加えた。ひきつづき Federal National Mortgage Association, Home Loan Bank Board, Federal Small Business Administration なども、同様な方針を示した。<sup>(3)</sup>

このような改善により、ローンの借り受けに際しては、たしかに妻の所得は加算されるようにはなった。しかし、一〇〇パーセントには程遠く、収入のごく一部の加算にとどまり、実質的には、改善後もそれほど変ることにはなかった。

法律の制定への大きな促進力となったのは、一九六〇年代半ばからもりあがった各地における女性解放の運動であった。

NOW (National Organization for Women)・WEAL (Women in Equity Action League)・AAUW (American Association of University Women) などをはじめとする数多くの婦人運動団体が率先して事実調査を行ない、ときには、



銀行やデパートの前でピケをはるなど、その実態を広く社会にアピールした<sup>(4)</sup>。女性解放運動は経済的な男女差別の撤廃を目的としており、これらは当然の行為であった。

政府も事態を深刻に受けとめ、消費者金融国家委員会 National Commission on Consumer Finance<sup>(5)</sup>に調査を委託した。

一九七二年一月に、大統領および議会への調査報告が出されたが、それは、独身・既婚を問わず、クレジットをめぐる女性が直面している問題を露呈したものであった。

委員会は、報告において、なんら積極的な措置を講じていない金融業界の後進性をきびしく批判している。

ただ、このような指摘にもかかわらず、委員会は、立法の必要性についての提言を行なったというわけではない。クレジット業界における過当競争が、おのずから、このような事態を解消せしめるであろう、と考えていた<sup>(6)</sup>うである。

しかし消費者金融国家委員会の報告は大きな波紋をもたらし、これを契機として、議会が積極的な動きを開始した。

まず、経済共同委員会では、「女性と経済問題」について、消費者問題小委員会では「クレジットにおける差別問題」について、それぞれ公聴会が開かれた。

公聴会での結果は議員報告という形でまとめられたが、それは、性、マリタル・ステータス<sup>(7)</sup>を理由とする典型的な差別を列挙したものであった。

多くは、すでに述べてきたが、報告では、以下の事実が指摘された。①独身の女性が受けてきた差別的取り扱い  
②既婚婦人にその個人名義によるクレジット・カードが発行されないこと  
③ローンの申込みに際して、妻の所得が

合算されないこと④アリモニーや扶養料を所得と認めないこと⑤生計の主宰が夫にではなく妻にある場合には、より厳格な基準で審査されること⑥産児制限等についての質問⑦配偶者(妻)が仕事をもち、自立した生活を営んでいるにもかかわらず、扶養家族とみること。

この議員報告の公表後、まもなく Bella Bluz 議員(女性)によって、第九二議会に法案が提出され、一九七四年に、E.C.O.A.が制定されるにいたった(一九七五年一月二八日より施行)。

- (1) Karen De Crow, *op. cit.*, *supra*, p. 126.
- (2) Linda Hume, "A Suggested Analysis for Regulation of Equal Credit Opportunity", *Washington L. Rev.* Vol. 52, 1977, p. 335.
- (3) Karen De Crow, *op. cit.*, *supra*, p. 127.
- (4) Winnie Taylor, "Meeting The Equal Credit Opportunity Act Specificity Requirement", *Buffalo L. Rev.* Vol. 29, *Wint.*, 1980, p. 80.
- (5) 消費者金融国家委員会は、一九六八年の消費者信用保護法(Consumer Credit Protection Act)に基づいて設立された。消費者金融全般にわたる調査および報告がその目的とされている。
- (6) Suzan Blakely, *op. cit.*, *supra*, p. 659.
- (7) *Marital Status*—未婚、既婚、離婚、別居、死別による区別。本稿では、適当な訳語がないので、原語をそのまま使用する。なお、他の訳語についても、定訳のあるものについては訳出したが、そうでないものについては原語をそのまま記したことを、おことわりしておく。

### 三 E.C.O.A一九七四年法

一九七四年のE.C.O.A.は、消費者信用保護法 Consumer Credit Protection Act (1969) の Subchapter IVとして制定された。

制定の過程からもわかるように、この法律は、消費者信用をめぐる女性差別の禁止を目的としている。その主たる内容は、以下にまとめられる。

## A 差別の禁止

性もしくはマリタル・ステータスを原因とする債権者 creditor<sup>(1)</sup>の差別行為は不法 unlawful とされる (U.S.C. § 1691(a))。

ところで、差別という文言の解釈は、微妙な問題となる。立法過程においても、「不快な差別 invidious discrimination」<sup>(2)</sup>あるいは「専断的な行為 arbitrary action」というような限定的な文言にすべき<sup>(3)</sup>との提言がなされている。

しかし、結局、文言の定義づけが条文中に示されなまま、制定されるにいたった。

差別の解釈は、E C O A をめぐるもつとも根源的な問題で、後に展開される問題も、すべてこの点に帰結されるといつてよい。

ここでは、前述の議員報告で示された見解を引用するにとどめよう。すなわち「……個人的な信用評価によるのではなく、性や人種等の集団 class という要素によってのみ評価を行なうことが差別である」、というのである。

なお、同法は、「直接あるいは間接に信用評価に影響を及ぼす州財産法の考慮は、性もしくはマリタル・ステータスによる差別とはならない」(U.S.C. § 1691a(b))とする例外規定を有する。ここでいう州財産法とは、さきに述べた共有財産制を意味しているが、解釈上の問題を残している。<sup>(3)</sup>

## B 施行規則の決定権限

施行規則の決定権限が連邦準備委員会 Federal Reserve Board に委ねられた (U.S.C. § 1691b(a))。E C O A は、具体的な規制については施行規則に依拠することも多く、連邦準備委員会の決定は、重要な意味をもつ。

## C 行政指導

連邦金融機関、相互銀行、商業銀行、信用組合等、金融機関が、十二に分類され、それぞれ別個の政府関係機関の行政指導のもとにおかれた (U.S.C. §1691c)。

#### D 民事責任

債権者の不当な行為に対して、申込者は民事責任を追求することができる (U.S.C. §1691e)。E.C.O.A.では、通常  
の訴訟に加えて、集団訴訟 *class action* が認められていることが特徴的である。差別の禁止は、女性という集団の  
ための共通の利益を目的としているのであるから、まさに集団訴訟としての要件に合致しよう。

賠償は、精神的苦痛、社会的信用の低下、購買力の喪失、契約に係る諸費用の支出等、現実の損害 *actual damage* に対して行なわれる。さらに、実際に蒙った財産上の損害を遙かに超えた額となる懲罰的損害賠償 *punitive damage* の請求も認められている。ただし、その賠償額は、個人の訴による場合は一万ドル、集団訴訟による場合は一〇万ドルもしくは債権者の総資産の一パーセントを限度としている。なお、損害賠償の請求の他に、差止請求も認められる (U.S.C. §1691e(f))。

訴は、連邦地方裁判所に提起されるが、不当行為のときより一年以内に行なわなければならない。

——以上が、一九七四年法の概要であるが、くりかえし述べてきたように、この法律が端的に女性に対する差別禁止を目的としていることは、明白である。

しかし、差別という見地からすれば、アメリカでは、周知のように種々の差別問題が顕在化しており、立法上も、その範囲を広げなければ片手おちということになる。

また、女性も、高年齢であること、少数民族 *minority group* に属するということ、二重・三重の差別を受けることも考えられる。<sup>(5)</sup>

一九七四年法自体も、基準が不明確であるなど、その見なおしが必要とされていた。

このような状況のなかで、一九七五年に再び公聴会が開かれた。そして、Leonor Sullivan (女性) 議員によって、法案が提出され、一九七四年法は、その施行からわずか五カ月後に大幅に改正されることになった。<sup>(6)</sup>

なお、ECCOAの改正に伴い、施行規則についても、新規則が追加され Regulation B という型で再編成された。

(1) ECCOAでは、ローン、サービスの供与、売買などに際して与信を行なう者として creditor ということは示している (Consumer Credit Protect Act 1602(4) を参照)。本稿でも条文に従い、債権者というこばを使用する。

(2) James Burn, "An Empirical Analysis of The Equal Credit Opportunity Act," *Journal of Law Reform*, Vol. 13, p. 110.

(3) 共有財産制とECCOAについては、本稿では言及する余裕がないので、別の機会でのテーマとした。

(4) 集団訴訟については、Federal Rule of Civil Procedure 23 に規定されている。

(5) Kathryn Taylor, *op. cit.*, *supra*, p. 337.

(6) このように短期間に改正が行なわれたことについては、当時の政治的事情も関係している。すなわち、対アラブ問題をひき金に生じた金融業界のアラブ系の人々に対する拒否反応を緊急に対処する必要があったとされる。Judith Henry, "Equal Credit Opportunity Act Amendments of 1976", *Univ. of Richmond L. Rev.* Vol. 12, p. 206.

#### 四 一九七六年の改正

ECCOAの改正および Regulation B の主な内容は以下にまとめられる。

##### A 差別禁止範囲の拡大

性およびマリタル・ステータスに加えて、人種、肌色、宗教、ナショナル・オリジン、年齢による差別も禁止範

囲とされた。公的扶助による所得を有する者、E C O A に基づく正当な権利の行使者に対する与信差別も禁止される。

このような差別禁止範囲の拡大は、金融機関の黒人や少数民族、あるいは老人に対する与信差別の公聴会における実証により、問題なく認められた。なぜなら、社会、経済的に劣弱な地位に置かれていた点では、女性と同じであったからである。

ただ、参政権獲得の歴史にみられるように、あるいは一九八二年六月三〇日に結局、廃案となってしまう男女平等憲法修正案 (Equal Rights Amendment) に対する社会的反応にみられるように、女性差別の問題が二次的に考えられる傾向のなかでは、E C O A は、立法経緯としては特異である。

#### B 調査事項の制限

債権者には、信用供与の申込者に対する情報請求の一般的権利が認められる (C.F.R. § 202(b)(1))。

しかし、施行規則では、E C O A の立法趣旨にしたがい、以下の事項についての情報請求を禁止している (C.F.R. § 202・5(d))。

- ① 性、肌色、宗教、ナショナル・オリジン
- ② 産児制限の有無、子をもつ意思、あるいは、その能力について
- ③ 個人名義で信用供与を申し込む場合には、マリタル・ステータスについて。しかし、E C O A は、この点に關しては不明瞭である。なぜなら、信用評価における差別をもたらさない限り、債権者の権利と法的救済を目的としている場合には、マリタル・ステータスについての調査は正当とされているからである (U.S.C. § 1691(b)(1))。

債権者の権利と法的救済とは、いわば債権保全であり、これは信用評価と同一線上にあると考えられるので、この制限事項は徹底していない。

また、申込者が共有財産制の州に居住し、あるいは融資対象物件が、共有財産制の州に存する場合にも、マルチ・ステータスの問いあわせは、合法とされる。これは、さきに述べたように共有財産の債務負担と関係している。

④ 申込者の前夫について。ただし、前夫よりアリモニーや子の養育費を受け、ローンの支払いがその収入に依拠している場合は、この限りでない。

### C 債権者の理由開示義務

信用供与の申込を拒否する場合には、債権者は、申込者の請求によりその理由を開示しなければならない。(C.F.R. §202・9(2))。

不当行為の間接的な防止、訴訟にいたった場合の事実証明を目的としている。また、開示された理由が正確かつ妥当なものであれば、申込者にとっても、つぎの機会への準備、方策に役立つという、現実的なメリットとなる。

しかし、理由開示といっても、実務的には、連邦準備委員会が指針として作成した一覧表の項目をチェックしたものを送付するというごく単純な方法によって行なわれることが多い。しかも、その項目は、たとえば、「所得の不足」、「過度な債務」というように、あまりにも簡単である。これでは、与信のための所得限度額がいくらであるかも知ることができない。E.C.O.A制定後、この一覧表の使用が、金融機関の行為を正当化する免罪符になってい

るようで、消費者保護の観点から、問題となっている<sup>(2)</sup>。

なお、申込者に理由開示請求が認められる期間は、不当と思われる行為のあった日から三〇日であり、また、債権者は、請求から三〇日以内に書面を送付しなければならない。債権者には、申込に関する記録を二五カ月保管することが義務づけられている。

#### D 行政指導の強化

従来の政府関係機関に加えて、連邦取引委員会 Federal Trade Commission も、行政指導にあたることになった (U.S.C. § 1691c(3))。

また、行政指導権限を有する政府関係機関は、その指導にもかかわらず金融機関の同意・協力を得られなかった場合には、その処理を司法長官 Attorney General に付託することができる (U.S.C. § 1691a(3))。付託を受けた司法長官は、それを不当な行為と判断する場合には、自ら民事訴訟を提起することができる (U.S.C. § 1691a(4))。

#### E 民事責任についての限度額の引き上げ

集団訴訟における懲罰的損害賠償の限度額が、一〇万ドルから五〇万ドルに引き上げられた。

集団訴訟に関しては、<sup>(3)</sup> 仔細な検討を要するが、予想に反して、集団訴訟が行なわれなかったことが、このような改正の直接的な原因とされている。

なお、提訴期限も一年から二年に延長された。

(1) 拙稿、前掲一四一頁参照。



(29) Winnie Taylor, op. cit., supra, p. 85.

(30) Kathryn Taylor, op. cit., supra, p. 355.

## 五 現在における問題

### A ECOA制定後の状況

ECOA制定後、クレジットにおける女性の地位は、改善されたのであろうか。

一九八一年に行なわれた Master Card の調査によれば、二二〇万人の女性がそのカードを所持しており、所持率は、男性を越えて五六パーセントであった。<sup>(1)</sup>

また、クレジット・カードの申込書には、既婚者も個人名義で申込が可能である旨明記されている。

しかし、カードの発行を申し込み、それを拒否された数字は、いまだ示されていない。また、差別と思われる個人的な経験も数多く明らかにされている。

たとえば、Martha Goddard という女性が、ある大手の金融機関にカードの発行を申し込み、居住年数の不足を理由として拒否されたケースは興味深い。拒否された直後に、彼女は同じ金融機関から申込勧誘のダイレクト・メールを受けとっている。しかも、それは、十分に資格がある、というような内容のものであった。しかし、その宛名は、彼女がときたま使用する Marty Goddard という男名前であった。<sup>(2)</sup>

不当行為の存在は、一九七七年にミシガン大学が連邦委員会の支援を受けて行なった調査によっても明らかにされている。<sup>(3)</sup>

この調査によれば、調査対象七一人の女性のうち一九パーセントの者が、信用評価に際しての差別ないしは不快な経験ありと答えている。同様な経験は、離婚をした者については二四六人のうち三一パーセント、未婚では二〇六人のうち三一パーセントとなっている。

また、E C O A に関する訴訟のほとんどが性やマリタル・ステータスによる、という事実も指摘されている<sup>(4)</sup>。実態の把握は困難であるが、一九七〇年代の後半から始まった連続的な金利の引き上げおよび不況という要因も加わり、依然、女性は、信用供与をめぐる多くの問題に直面していることは確かといえよう。

## B 不当性の判断

E C O A の制定後、金融機関は、もはや露骨な差別行為を行なうことはできない。

しかし、その結果ともいえるが不当行為の疑いをもたれるような事態が続出している。

このような場合に、その不当性はどのように判断されるのであろうか。

立法過程においては、人種による雇用差別等を禁止する公民権法 Civil Right Act 第七章の解釈をひとつの基準とすべし、との提言がなされた<sup>(5)</sup>。

この解釈は、最高裁のいくつかのケースで基準とされたものであり、一般に effect test といわれている<sup>(6)</sup>。

たとえば、Griggs v. Duke Power Company (401 U.S. 424, 1971) ケースでは、「……法は明白な差別だけではなく、形式的においては公正であっても効果において差別的な慣行をも禁止する……」と判示し、採用に高卒の条件を要求し、その不適合をもってした黒人に対する不採用の決定を不当行為と断定した。

要するに、社会的現実からみて、結果として差別につながるような行為を不当行為とするのである。

クレジットの場合におきかえてみよう。

形式における公正な行為とは、信用評価の際にとられるスコアリング・システム *scoring system* が該当する<sup>(7)</sup>。きわめて専門的であり、ここでくわしく言及する余裕はないが、スコアリング・システムは、迅速かつ客観的な評価のために、信用度を数値で示そうという審査方式である。調査事項およびその点数があらかじめ定められており、出された総得点が一定の基準を超えていれば与信ということになる。

この方式が、客観的・数量的に行なわれるという前提にたてば、方式自体には問題はない。

しかし、*effect test* の論理によればスコアリング・システムの要ともいべき調査事項がある集団にとって、事実上、不均衡な結果を導くことが立証されれば、その判定が不当行為につながる可能性を有する<sup>(8)</sup>。

この場合の立証責任は、申込者に負わされる。具体的には、その者が属している集団（女性）と他の集団（男性）との比較を要する。しかも、その比較は、一定地域の一定条件の者というように、ある程度、限定されたものでなければならぬが、その限定基準が問題となる。また、不均衡な結果といっても、どの程度をもって認定するのであろうか。

仮に、申込者の側に立証がなされ、不当性が一応推定されたとしても、この場合に、債権者は問題とされた調査項目が「業務上の必要性」*business necessity* と「明白な関連性」*manifest relationship* を有することを立証して、その推定を覆すことができる。たとえば女性に対しての所得、不動産所有の有無、クレジット・ヒストリーについての調査は、女性にとっては事実上不利な結果を導く。しかし、債権者にとっては、これらの調査事項は債権保全という業務上の必要性に基づくものであり、不当性の推定を覆すことも容易であると考えられる。

もっとも、審査事項と業務上の必要性との関連は、信用評価に係る直接的なものに限定されている。しかし、いずれ

にせよ推定された不当性が、すべて、この「業務上の必要性」によって、無に帰するといふ虞れはぬぐいきれない。<sup>(8)</sup>

このように、*effect test* の法理は、不当性判断の解釈方法のひとつとして注目はされているものの、訴訟においては、ほとんど適用されていない。<sup>(9)</sup>

調査事項は、純粋に返済能力、返済意思の評価と直結するものに限定されるべきであり、その再検討が必要とされる。問題は、スコアリング・システム自体にも内在している。

調査事項の選択および配点は企業の手のうちにあるから、その操作によって、合法的に申込者を基準以下にする<sup>(10)</sup>ことも可能となるからである。

ECOA の立法趣旨にそった、公平かつ健全な与信が行なわれるためにも、スコアリング・システムに関するより徹底した法規制とより強力な行政の介入が望まれている。<sup>(11)</sup>

- (1) Elizabeth, Block, *op. cit.*, *supra*, p. 8.
- (2) *Ibid.*, p. 6.
- (3) James Burns, *op. cit.*, *supra*, p. 123-p. 127.
- (4) Suzan Blakely, *op. cit.*, *supra*, p. 691.
- (5) *Ibid.*, p. 673.
- (6) ただし、*effect test* の法理は、雇用関係のすべての場合に適用されるわけではなく、学説上の異論もあり、確立された解釈であるとはいえない。
- (7) 日本の信用業界でも、そのほかスコアリングシステムというものはつかっている。
- (8) Suzan Blakely, *op. cit.*, *supra*, p. 687.
- (9) ケースとして Carroll v. Exxon Co (434F. Supp. 557 E.D. La. 1977) など。しかし、このケースにおいて *effect test* の法理がうかがわれる程度にとどまっている。
- (10) "Credit Scoring and The ECOA," Yale L. Journal, Vol. 88, 1979, p. 1481.
- (11) Winne Taylor, *op. cit.*, *supra*, p. 124.

これまで指摘してきたように、E C O A は、女性にとって完全な守護神とはなることができなかった。今後、なんらかの進展がみられたとしても、消費者信用が利潤の追求という経済原則のもとにあるかぎり、常になんらかの限界を伴うであろう。

アメリカの女性は、このような現実を、どのように受けとめ、どのように対処しているのであろうか。このような現実的な側面からの観察によっても、将来におけるなんらかの方向をみいだすことができよう。まず、注目すべきことは、女性における権利意識の高揚である。

当初は、E C O A の存在を知る者も多くなく、連邦準備委員会もその事態を憂えていた。<sup>(1)</sup>

しかし、その後、パンフレットの交付、セミナーの開催を行なうなど、委員会の努力もあり、女性の権利意識は徐々にではあるが定着してきた。金融機関の不当行為に対して直接抗議をするケースもふえている。抗議を受けた金融機関では、認定基準の変更など、なんらかの型で抗議を行なった者の要求に屈している。このような状況は、議会への司法長官の報告によっても明らかにされている。<sup>(2)</sup>

連邦取引委員会に対処を求めるケースも年間、六千件近くあり、調査により賠償責任を課せられているケースも少なくない。<sup>(3)</sup>

クレジットの認定過程についての十分な知識のもとに、自己の経済力を金融機関に積極的にアピールする女性も出現している。

他方、このような女性の姿勢を敏感に受けとめた金融機関は、女性のための特別部門を設けるなど、新たな措置

を講じている。クレジットをめぐるカウセリングを行なっているのであるが、そのなかでもっとも多い相談は、個人名義のカード発行についてである<sup>(4)</sup>。

このように、女性の権利の自覚と、それを受けとめる企業の積極的姿勢という両者の連携プレーは、金融機関にとってもメリットとなることは必至であり、おおいに評価すべきであろう。また、このような契機をもたらしたのは、ECOAであることを銘記しなければならない。

また、一九七五年の First Women's Bank (ニューヨーク州) の設立以後、経営者を女性とする銀行や信用組合が各地で数多く設立されていることも注目に値しよう。

最後に、希望的予測を述べれば、消費者信用における女性の劣位的な状況は、遠からず、実質的に女性自身で克服されていくものと思われる。

四、三〇万人以上の女性が働いているという現実<sup>(5)</sup>は、女性に対する社会的・経済的な価値感を大きく変容させてきている。ただし、賃金格差の撤廃<sup>(6)</sup>など、まだ女性自身の絶えざる努力を要するのであるが。

- (1) ちかぎのミシガン大学の調査によれば、クレジットをめぐる差別禁止を知る者は、性については四三パーセント、マリタルステータスについては四一〇パーセントであった。James Burns, op. cit., supra, p. 120.
- (2) Susan Blawely, op. cit., supra, p. 690.
- (3) Elizabeth Block, op. cit., supra, p. 103.
- (4) Ibid., p. 108.
- (5) Thelma Kandel, "What Women Earn," The Linden Press, 1981, p. 9.
- (6) 職種によっても異なるが、アメリカにおける男女間の賃金格差はきびしく、平均で、女性の賃金は、男性の六四パーセントであるといふ。Thelma, Kandel, *ibid.*